

報道機関各位

令和7年9月19日



車イス記載台における氏名掲示の誤りについて

車イス記載台における氏名掲示の誤りについて

令和7年9月19日（金）午後4時10分頃、車イスで投票に来られた選挙人1名に対し、芦屋町長選挙の投票を行う際、補助者が誤って芦屋町町議会議員補欠選挙の氏名掲示を掲示してしまい、芦屋町議会議員補欠選挙の候補者の氏名を芦屋町長選挙の投票用紙に記載し、芦屋町長選挙の投票箱に投入させてしまう事案が発生しました。

なお、芦屋町長選挙の投票用紙に芦屋町議会議員補欠選挙の候補者の氏名が記載された場合、その投票は無効となります。

1. 氏名掲示の誤りに至った原因について

車イスで投票される方は、車イス用記載台にて記載いただきますが、車イス用の記載台は1台で運用しており、芦屋町長選挙と芦屋町議会議員補欠選挙のどちらの選挙も行えるよう、2つの選挙の氏名掲示を記載台に準備しています。記載の際は、補助者が車イスの方が見やすいように、投票用紙に対応した氏名掲示を掲げていましたが、この時の確認不足が誤りに至った原因であると考えています。

2. 今後の再発防止策について

芦屋町選挙管理委員会では、明日の期日前投票ならびに当日投票に向けて、確認事項の徹底ならびに、車イス記載台の氏名掲示の用紙の色を投票用紙の色と同様（芦屋町長選挙：うぐいす色、芦屋町議会議員選挙：オレンジ色）に変更するなどし、今回の様な誤りを二度と起さないよう再発防止に努めてまいります。

問い合わせ先

【芦屋町役場】芦屋町選挙管理委員会 担当：溝上、石松 ☎093-223-3531